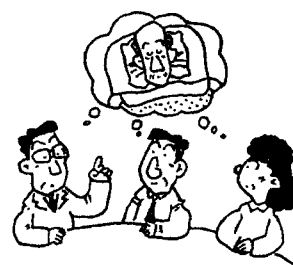


みんなで知ろう介護保険



介護保険制度の概要については、平成10年2月号の広報でお知らせしました。今回は「介護保険事業計画について」です。

介護保険事業計画作成



介護保険 事業計画とは

介護保険制度の導入に向けて各市町村では「介護保険事業計画」を作成することになっています。

この計画は、介護サービスの必要量やその確保のための方策、基盤整備のあり方を定めるものです。この計画によって、介護保険事業の規模や保険料、また、市町村独自のサービスをどう提供していくかなどが決まります。

老人保健福祉 計画の見直しも

都留市では、介護保険事業計画の作成と同時に、平成六年度より六カ年間の計画で作成された「都留市老人保健福祉計画」の見直し作業を行います。これは、介護保険制度の導入により、保健医療サ

ービスや福祉サービスが、介護保険対象サービスと、対象外サービスに分かれることなど従来の施策に大きな影響を受けるからです。この2つの計画を調和させることにより、介護保険事業を含めた、高齢者の保健・医療・福祉施策全体の充実を図っていくことになります。

計画作成と 市民参加

都留市は、市民参加型・市民提案型のまちづくりを推進するため、さまざまな形で市政への市民参加を実施しています。

今回、介護保険事業計画作成と都留市老人保健福祉計画の見直しにあたって、特に市民の参加が重要と考えています。



調査



計画作成の日程

計画作成にあたり、八月までに六十五歳以上の高齢者の方約二、五〇〇人への実態調査を行いました。今後の日程として、四十歳から六十四歳までを対象としたアンケート調査を行う予定です。

そして、これらの調査結果をふまえ、また、市民の皆さんからのご意見・ご要望などを事業計画に反映させるため、公募による委員会を含めた介護保険事業計画作成委員会を設置し、来年の九月ごろには、計画の素案をまとめ、本案を平成十二年三月までに作成する予定です。